

盛岡市子どもの未来応援プラン（案）

（盛岡市子どもの貧困対策実行計画）

すべての子どもが

将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現

平成 30 年 3 月

盛 岡 市

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	現状と課題	4
	岩手県立大学地域協働研究「盛岡市ひとり親世帯の子どもの 生活実態に関する調査」の概要	8
	本市の子どもの貧困対策に係る取組状況と国の政策動向	20
	子どもの貧困に係る課題	25
第3章	基本目標	28
第4章	アクション	30
	アクション1	32
	アクション2	33
	アクション3	34
	アクション4	35
	関連事業一覧	37
	ロジックモデル	42
第5章	推進体制	44
(参考)	関連指標	45

第1章 はじめに

1 策定趣旨

平成25年国民生活基礎調査によれば、子どもの貧困率¹は16.3%であり、特に、ひとり親世帯の貧困率は54.6%と極めて高い状況にあることが明らかになりました。その後、平成28年の同調査では、子どもの貧困率は13.9%と改善しましたが、依然として深刻な状態にあります。

この間、国は、平成26年1月に、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現する」ことを基本理念に掲げる「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定するとともに、同年8月には「子供の貧困対策大綱」を閣議決定しています。

また、岩手県においても、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、平成28年3月に「いわての子ども貧困対策推進計画」を策定し、各般の取り組みを推進しています。

本市は、これまで、子ども・子育て支援に関する総合的な計画である「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」や、子ども・若者の育成支援に関する総合的な計画である「盛岡市子ども・若者育成支援計画」に基づき、就学援助の促進や、ひとり親家庭等を対象とした就業支援に取り組んできました。

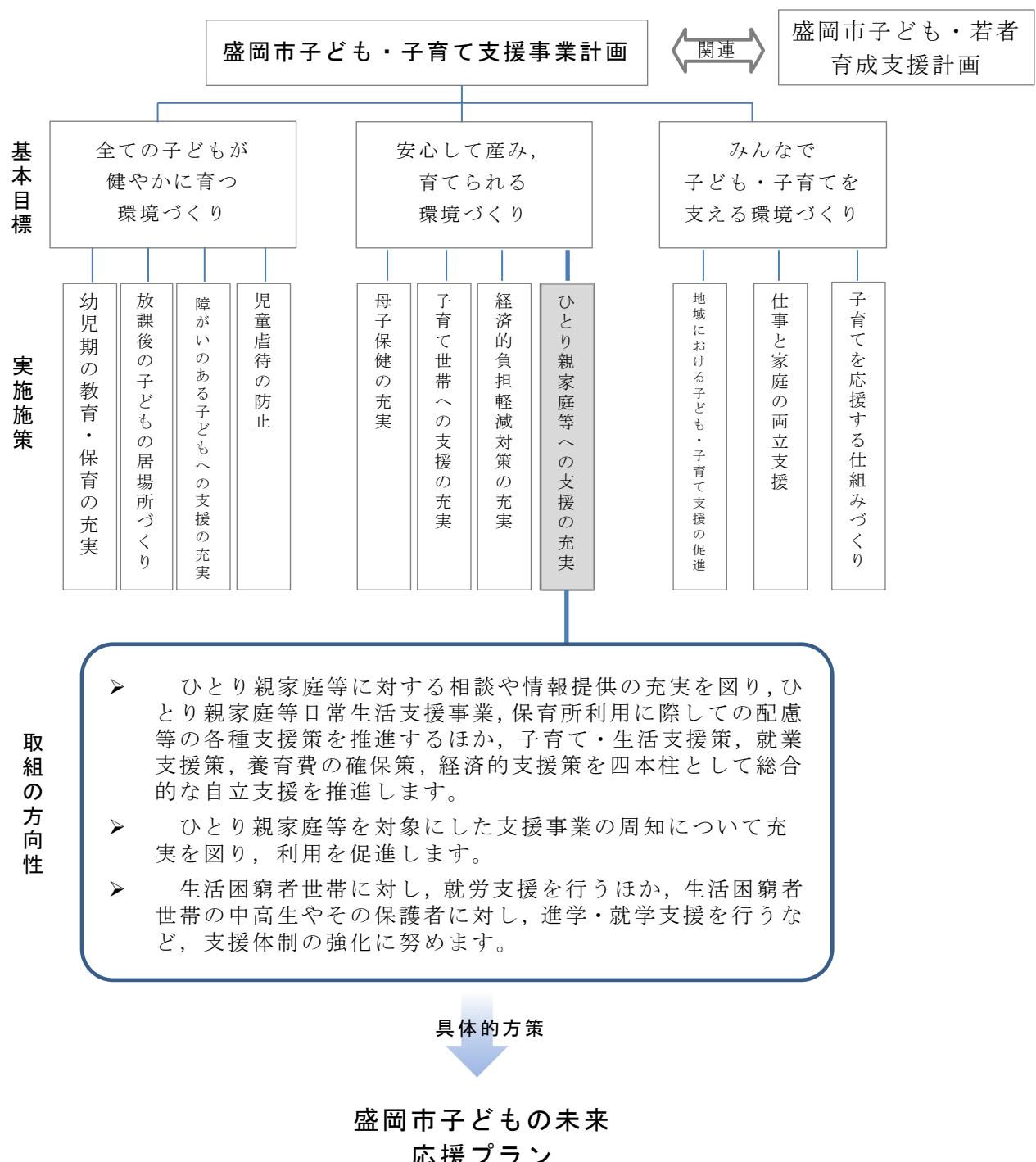
こうした中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、地方公共団体の責務が「地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する」とこととされたことなどを受け、平成27年度、28年度に、岩手県立大学との協働により「ひとり親世帯の子どもの生活実態に関する調査研究」を実施したところ、これまで十分に把握されてこなかった、本市の母子世帯の母と子どもの生活実態や生活意識、貧困に繋がる要因と課題などが、一定程度把握できたものです。

「盛岡市子どもの貧困対策実行計画(通称:盛岡市子どもの未来応援プラン)」は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ、これまでの取組や、「ひとり親世帯の子どもの生活実態に関する調査研究」で把握された新たなニーズへの対応策などを体系立て、計画的・総合的に推進するために策定するものです。

¹ 17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいう。

2 計画の位置付け

このプランは、盛岡市子ども・子育て支援事業計画（計画期間平成27年度～31年度）の基本目標2「安心して産み、育てられる環境づくり」の実施施策（4）「ひとり親家庭等への支援の充実」の具体的方策のひとつとして、策定・実施するものです。



3 計画期間

平成 29 年度から 31 年度まで（3 カ年）

このプランの計画期間は、計画策定年度の平成 29 年度を含み、盛岡市子ども・子育て支援事業計画の計画終了期間である平成 31 年度までの 3 カ年とします。

4 取組の対象・定義

このプランにおいて、「子ども」とは、児童福祉法の考えに則り、18 歳未満の者を言います。

また、このプランにおいて対象とするのは、一義的には、現在貧困状態にある子どもとその保護者です。

しかしながら、子どもの貧困は、把握が難しいものであり、すべての子ども・保護者への見守りが必要であること、及び、各般の取組を通じて、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会を実現することにより、現在は貧困状態にない子どもも含め、すべての子ども・保護者に安心感を与えるとする趣旨から、その理念においては、すべての子どもと保護者を対象とするものです。

「子どもの貧困」については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」においても明確な定義はありませんが、国民生活基礎調査における相対的貧困率に該当する子どもを念頭に、国の「子供の貧困対策に関する大綱」が掲げる基本方針「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す」や「貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する」などの趣旨を踏まえ、施策からこぼれ落ちる子どもが生じることのないよう、貧困の概念を広く捉えることとします。

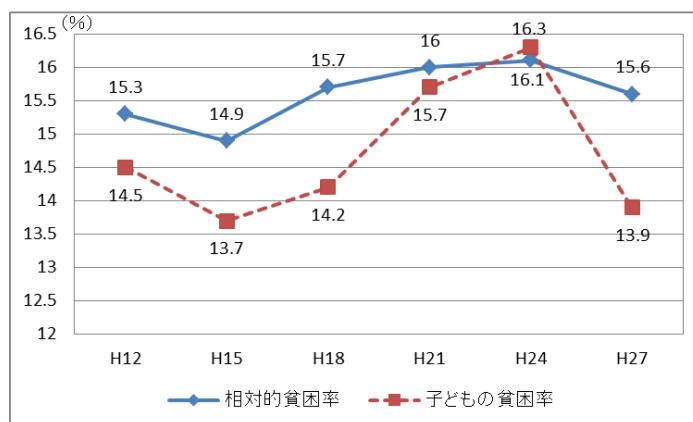
第2章 現状と課題

1 子どもを取り巻く状況

(1) 子どもの貧困率の推移（国）

厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」によると子どもの貧困率は平成24年度まで増加傾向にあり、平成12年から平成24年までの12年間で0.8ポイント増加傾向が続きました。子どもの貧困率に焦点をあてると、1.8ポイント増加しており、その傾向がより強く現れています。

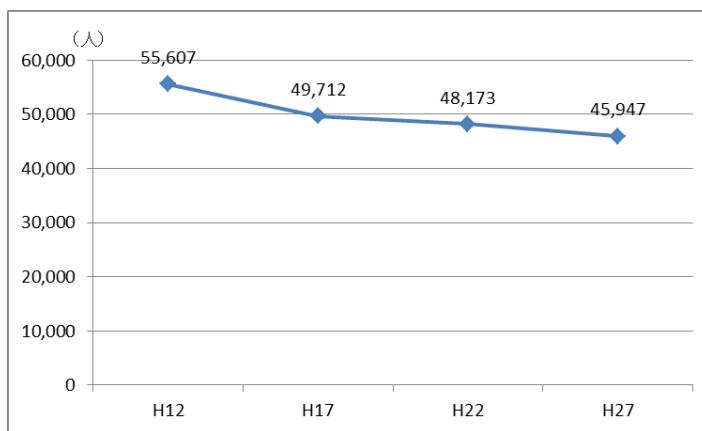
しかしながら、平成27年調査では子どもの貧困率は2.4ポイント減少しています。



（出典：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」）

(2) 18歳未満人口の推移（市）

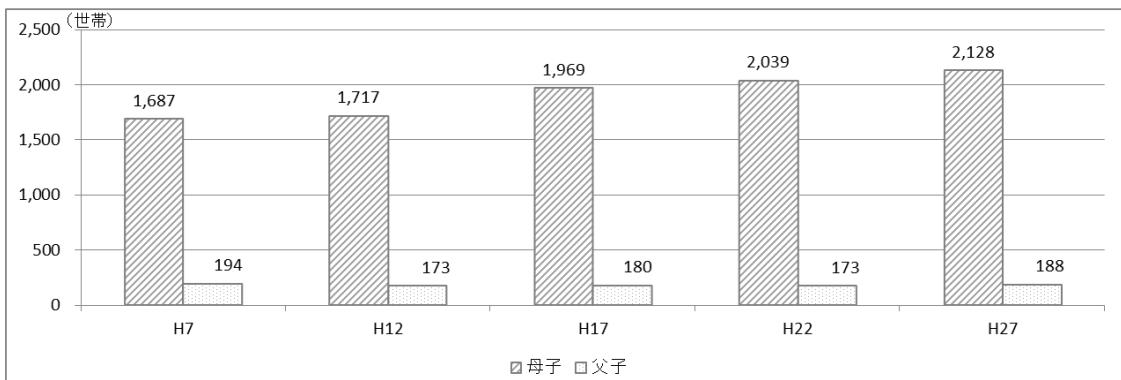
本市の人口は、平成12年をピークに減少傾向に転じており、18歳未満人口も同様に減少傾向にあり、平成12年から平成27年の間で9,660人減少しています。



（出典：総務省「国勢調査」）

(3) ひとり親世帯数の推移（市）

ひとり親世帯は増加しており、平成7年から平成27年までの間で441世帯増加しています。ひとり親世帯の多くは母子世帯となっています。



(出典：総務省「国勢調査」)

また、国が行った「全国母子世帯等調査」の昭和63年度と平成23年度の比較によれば、ひとり親世帯になった理由として、母子世帯では、「離婚」が最も多く、62.3%（S63）から80.8%（H23）に上昇しています。また、同様に「未婚の母」が3.6%から7.8%に上昇しています。

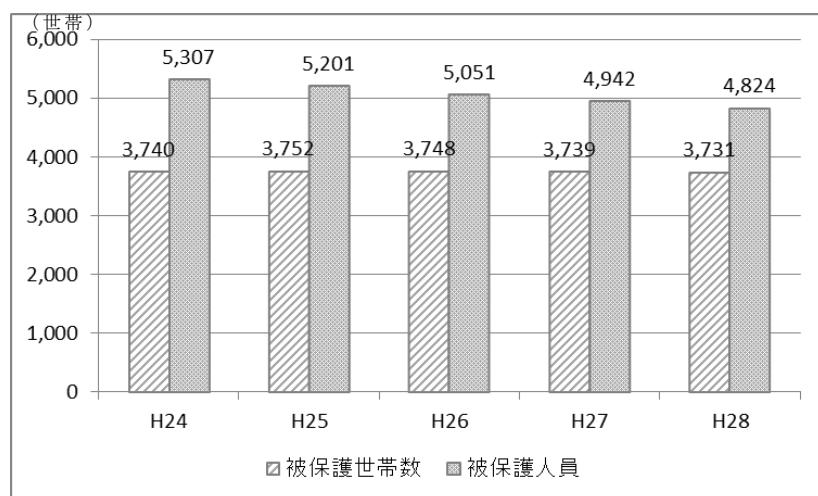
(単位：%)

	昭和63年度		平成23年度	
	母子	父子	母子	父子
離婚	62.3	55.4	80.8	74.3
死別	29.7	35.9	7.5	16.8
未婚	3.6	—	7.8	1.2

(出典：厚生労働省「母子世帯等調査」)

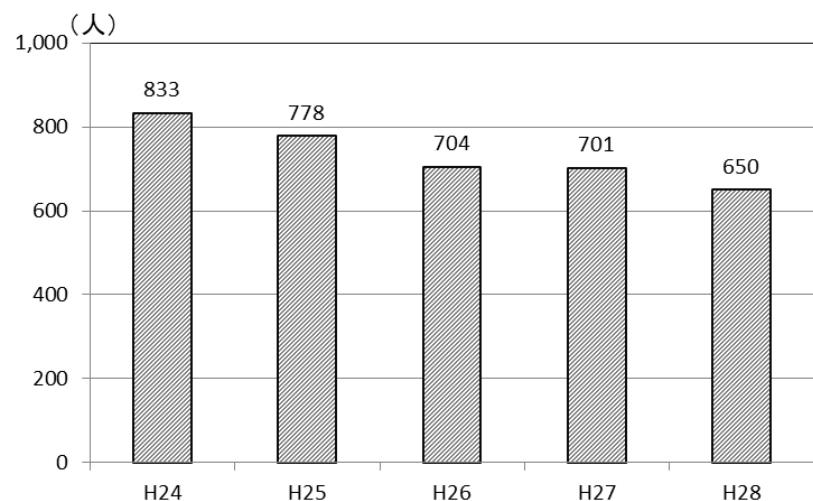
(4) 生活保護世帯推移（市）

被保護世帯数は横ばい、被保護人員は減少傾向にあります。



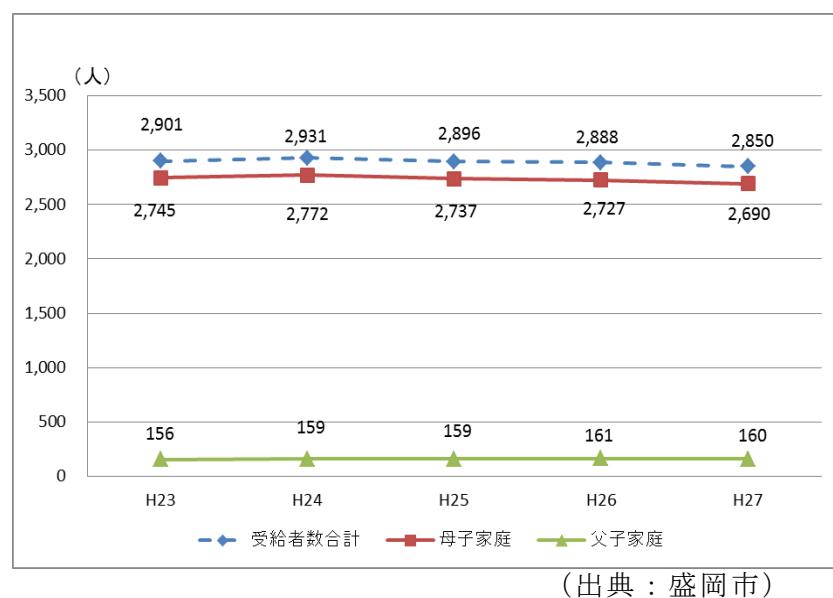
(出典：盛岡市)

また、生活保護受給世帯における 18 歳未満人数（各年 4 月 1 日現在）は、減少傾向にあります。



(5) 児童扶養手当受給者数（市）

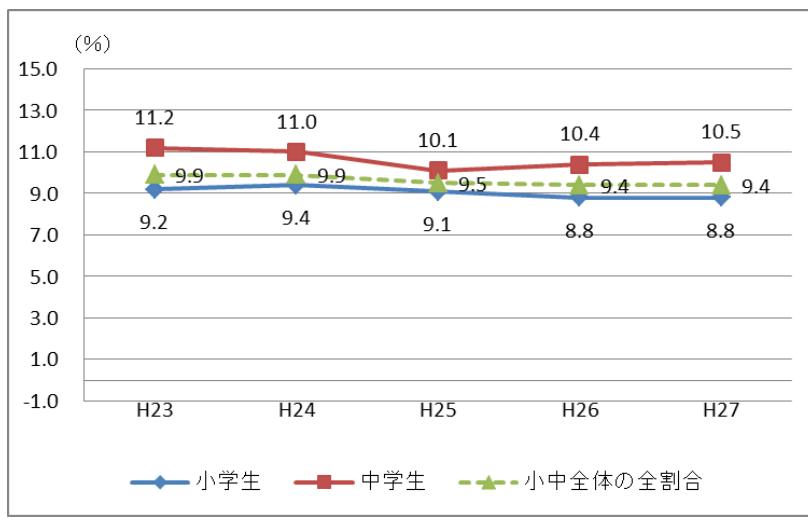
児童扶養手当受給者数は微減傾向にあり、平成 27 年受給者数 2,850 人のうち、母子家庭が 2,690 人となっています。



(出典：盛岡市)

(6) 就学援助受給率（準要保護）（市）

就学援助受給率は横ばいで推移し、平成 27 年は小学生で 8.8%，中学生で 10.5%，小中学校全体では児童・生徒数のうち 9.4% が受給しています。



（出典：盛岡市）

2 岩手県立大学地域協働研究「盛岡市ひとり親世帯の子どもの生活実態に関する調査」の概要

(1) 調査の概要

- ①調査名称：盛岡市ひとり親世帯の子どもの生活実態に関する調査
- ②調査方法：郵送による自記式質問紙によるアンケート調査
- ③調査期間：平成 28 年（2016 年）4 月
- ④調査対象：
盛岡市内の児童扶養手当の受給資格を有する世帯のうち、
養育者世帯及び父子世帯を除いた母子世帯（全部停止を含む全支給区分）。

ただし、平成 27 年度現況届の無い者、平成 28 年 4 月 6 日
現在で資格喪失者、転出者、差し止めをかけている者を除く。
- ⑤調査時点：平成 28 年（2016 年）3 月 1 日現在の状況を調査対象とした。

(2) 調査票の構成

調査票は、年齢階層ごとの調査票を支給区分で 12 類型に分類。

- ア) 平成 28 年 3 月 1 日現在の末子年齢で分類した 4 階層
0 - 6 歳 / 7 - 12 歳 / 13 - 15 歳 / 16 歳以上
- イ) 児童扶養手当の支給区分で分類した 3 区分
全部支給 / 一部支給 / 全部停止

(3) 送付状況及び回収状況

◇有効送付数

	全部支給	一部支給	全部停止	計
0-6歳	382	232	72	686
7-12歳	447	449	120	1,016
13-15歳	190	309	75	574
16歳以上	218	305	58	581
合計	1,237	1,295	325	2,857

◇有効回収通数

	全部支給	一部支給	全部停止	計
0-6歳	132	108	35	275
7-12歳	163	195	52	410
13-15歳	76	142	33	251
16歳以上	81	130	26	237
合計	452	575	146	1,173

◇有効回収率(有効回収数／有効送付数)

(単位:%)

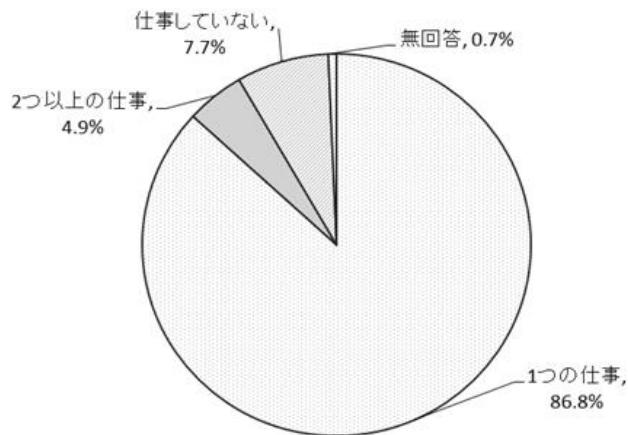
	全部支給	一部支給	全部停止	計
0-6歳	34.6	46.6	48.6	40.1
7-12歳	36.5	43.6	43.3	40.4
13-15歳	40.0	46.0	44.0	43.7
16歳以上	37.2	42.6	44.8	40.8
合計	36.5	44.4	44.9	41.1

(4) 調査結果（抜粋）

①母親の就労率、雇用形態、勤務時間

ア) 就労率

「1つの仕事をしていた」、「2つ以上の仕事をしていた」割合を合わせると91.6%で、高い割合となっています。



イ) 主な仕事の雇用形態

就労している母親のうち、主な仕事の雇用形態は非正規雇用が半数以上となっています。

◇雇用形態

	正社員・正職員	パート・アルバイト	契約社員・嘱託	派遣社員	役員	
回答数(通)	460	338	210	23	4	
割合(%)	42.8	31.4	19.5	2.1	0.4	
	自営業主	家族従事者	内職・在宅請負	その他	無回答	合計
	29	4	0	3	4	1,075
	2.7	0.4	0.0	0.3	0.4	100.0

ウ) 夜間勤務、早朝勤務、土日勤務

夕方6時以降の夜間勤務を行っている割合は57.6%となっており、未就学児の母親でも49.0%が夕方6時以降の勤務を行っています。

朝8時以前の早朝勤務を行っている割合は27.9%となっています。

◇夜間勤務

	あつた	なかつた	無回答	合計
回答数(通)	619	449	7	1,075
割合(%)	57.6	41.8	0.7	100.0

◇早朝勤務

	あつた	なかつた	無回答	合計
回答数(通)	300	767	8	1,075
割合(%)	27.9	71.3	0.7	100.0

子どもの学校が休みの土曜日や日曜日も、76.8%の母親が仕事をしています。

◇土日勤務

	毎週なし	たまにあり	定期的にあり	毎週あり	無回答	合計
回答数(通)	226	316	251	259	23	1,075
割合(%)	21.0	29.4	23.3	24.1	2.1	100.0

②経済状況

ア) 病院の受診

病気やけがの治療で受診をしたほうが良かったのに受診をしなかったことがあった世帯の割合は23.2%となっています。

◇受診した方が良かったのに受診しなかった

	なかった	あった	無回答	合計
回答数(通)	863	272	38	1173
割合(%)	73.6	23.2	3.2	100.0

受診しなかった理由は「時間がなかった」が69.9%，次いで「医療保険に加入しているが支払い困難」が33.8%となっています。

◇受診しなかったことがあった理由

(単位:%)

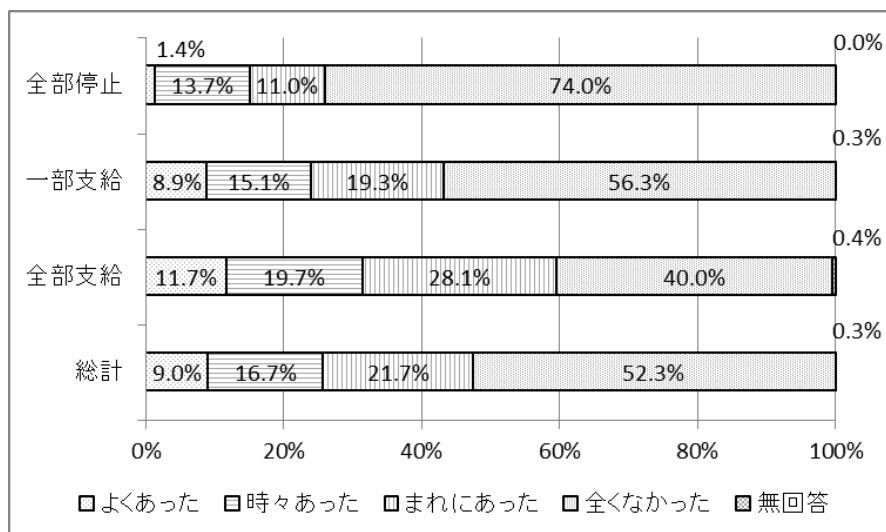
	時間がなかった	身体上の理由で通院困難	距離が遠く通院困難	医療保険未加入で支払困難	医療保険加入だが支払困難	その他	無回答
全部支給	58.3	5.8	8.7	1.0	37.9	10.7	15.5
一部支給	76.3	4.4	2.2	0.0	30.4	13.3	13.3
全部停止	79.4	2.9	8.8	0.0	35.3	14.7	11.8
総計	69.9	4.8	5.5	0.4	33.8	12.5	14.0

イ) 食糧の購入

過去1年間に家族が必要とする食料を買えなかつたことがあった世帯の割合は「よくあつた」，「時々あつた」，「まれにあつた」を合わせると，全体では47.4%，児童扶養手当支給区分でみると全部支給世帯の割合が高くなっています。

過去1年間に食料を買えなかつたことがあるか(支給区分別)

(n=1,173, 全部支給 452, 一部支給 575, 支給停止 146)



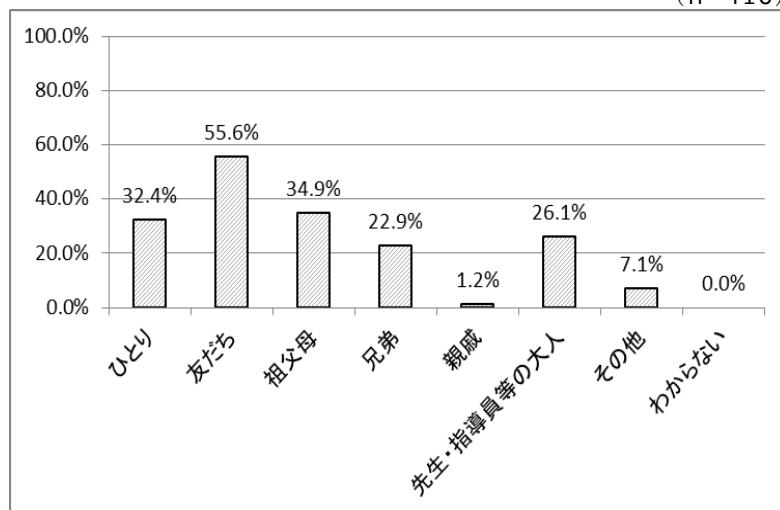
③子どもの生活

ア) 子どもの放課後の過ごし方 (7-12歳)

「友だち」が55.6%，「祖父母」が34.9%，「ひとり」が32.4%となっています。

放課後誰と過ごすか

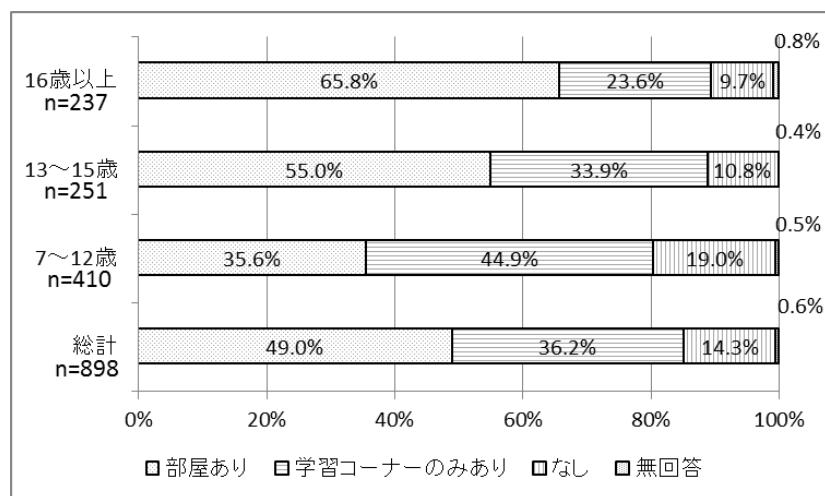
(n=410)



イ) 子ども部屋・学習コーナーの有無

子ども部屋や子どもが使える学習用スペースがない子どもの割合は、7～12歳で19.0%，13～15歳で10.8%，16歳以上で9.7%であり、中学生や高校生の10人に1人に学習用の場所がありません。

子ども部屋・学習コーナーの有無



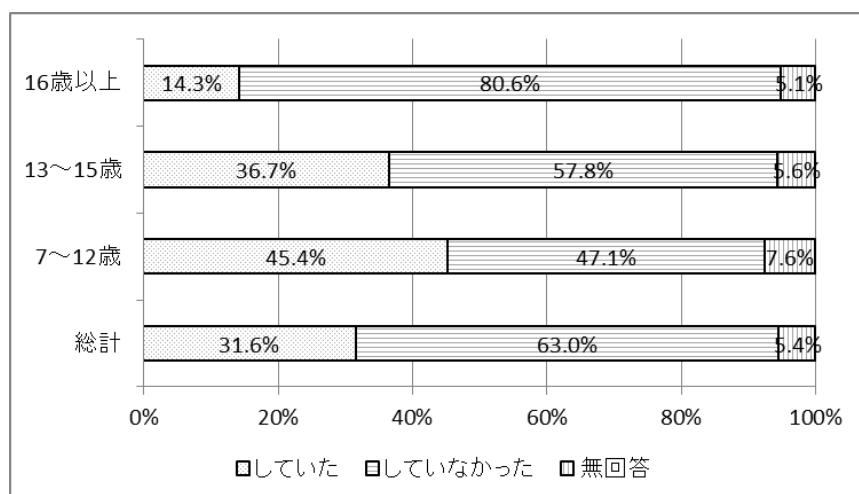
ウ) 塾や習い事

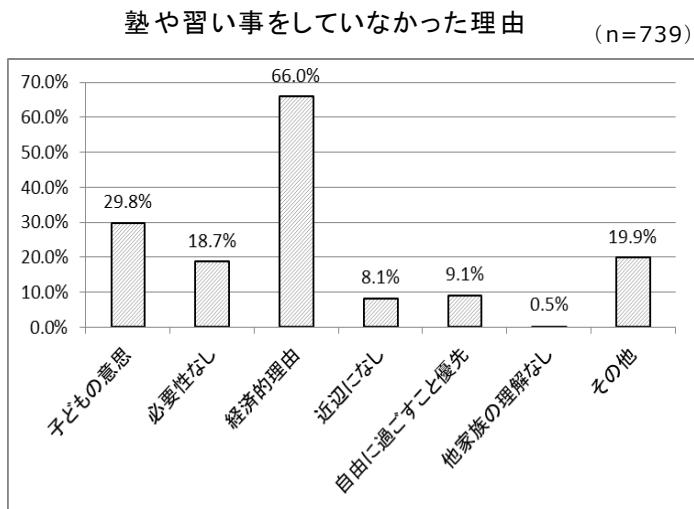
全体では塾や習い事をしていない子どもは63.0%となっています。

塾や習い事をしていなかった理由は、「経済的理由」が66.0%と最も高くなっています。

塾や習い事をしていたか

(n=1,173, 0-6歳 275, 7-12歳 410, 13-15歳 251, 16歳以上 237)





④必要な支援やサービス

ア) 悩みの相談相手

ほとんどの項目で自分の親、友人や同僚に相談がなされており、子どものしつけや発達の相談では保育園や幼稚園の先生・学校の教員の割合が高くなっています。お金の相談・家計管理に関する相談では相談できる人がいない世帯の割合は 29.5%と特に高くなっています。

◇悩みの相談相手

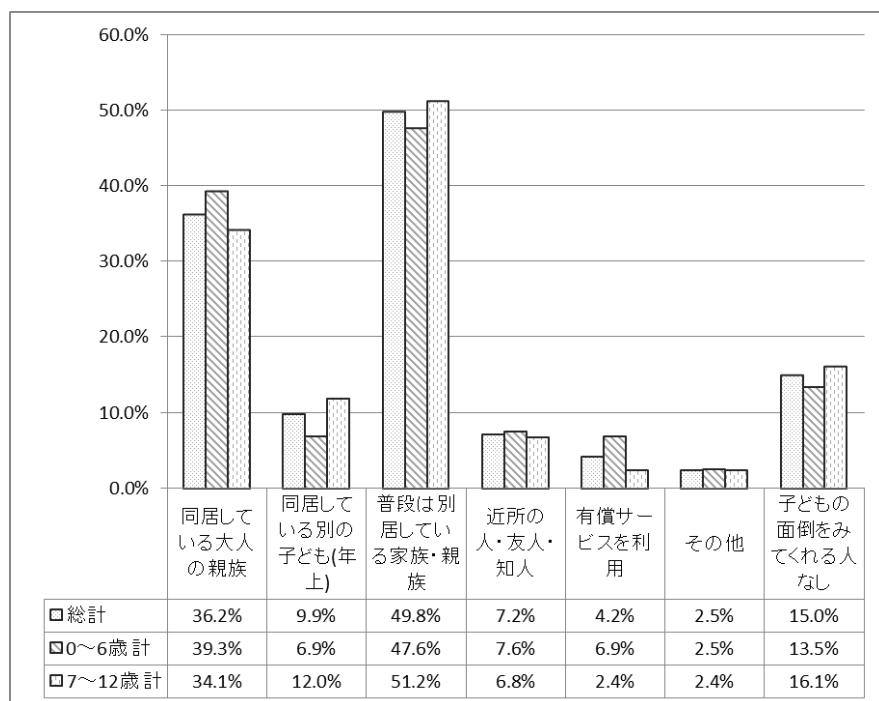
		(単位: %)								
相談内容	相手	自分の親	きょうだいや親戚	友人や同僚	町内会や民生委員など地域住民	0~6:保育園や幼稚園の先生 7~:学校の教員	0~6:子育て支援センター 7~12:学童・児童センター 13~:学習塾	保健センターや市役所などの窓口	相談できる人はいない	その他
子どものしつけや発達		58.7	31.9	58.3	0.9	22.3	4.1	2.0	7.3	5.6
子どもの健康・教育		58.1	30.9	50.0	0.5	18.2	2.7	2.3	7.2	7.1
子どもの世話		59.5	30.4	36.1	0.4	6.9	1.5	1.7	11.3	5.1
自分の仕事に関するこ		37.3	22.8	66.0	0.0	1.0	0.1	0.8	11.7	5.6
お金の相談・家計管		47.1	19.1	14.8	0.3	0.2	0.0	1.5	29.5	6.9
人間関係の悩み		29.8	20.9	64.9	0.1	0.6	0.2	0.4	13.1	6.6
申請や手続きに関するこ		32.1	15.0	31.3	0.4	2.0	0.4	28.6	16.0	7.5

イ) 病気や不在時の子どもの面倒を見てくれる人

普段は別居している家族や親族が最も多く、次いで同居している大人の親族となっています。

一方で、調査対象の子どものうち 7 人に 1 人が、病気の時に子どもの面倒を見てくれる人がいません。

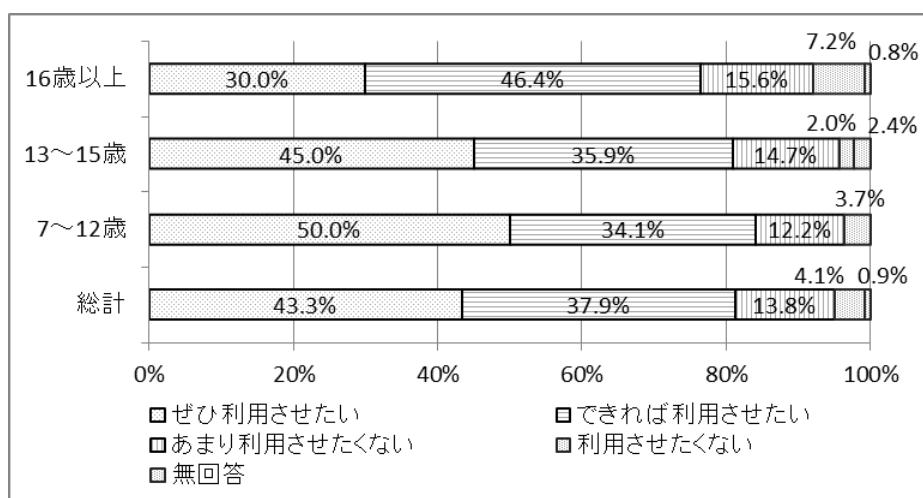
病気や不在の時に子どもの面倒をみてくれる人(複数回答)



ウ) 無料の学習支援

「ぜひ利用させたい」、「できれば利用させたい」を合わせると 8 割を越す世帯で学習支援を利用させたいと回答しています。

無料の学習支援の場を利用させたいか



エ) 受けたいサービス

「自分の仕事・職業に関わる資格取得支援」が最も多く、次いで「学校や家庭以外で子どもが学べる場所」、「子どもの送迎をしてくれるサービス」などとなっています。

◇受けたい支援やサービス

(単位: %)

	学校や家庭以外で子どもが学べる場所	親が不在時に地域の人と食事できる場所	子どもの送迎をしてくれるサービス	自分の高卒認定資格取得支援	自分の高卒後の専門学校や大学での勉学支援	自分の仕事・職業に関わる資格取得支援	その他
0-6歳	57.1	24.0	37.5	12.4	21.1	57.5	6.5
7-12歳	49.8	17.8	33.4	7.3	21.2	49.3	6.3
13-15歳	45.4	12.4	39.0	10.0	23.1	53.8	0.2
16歳以上	31.6	14.3	31.6	5.9	18.6	53.2	7.2
総計	46.9	17.4	35.2	8.8	21.1	52.9	7.2

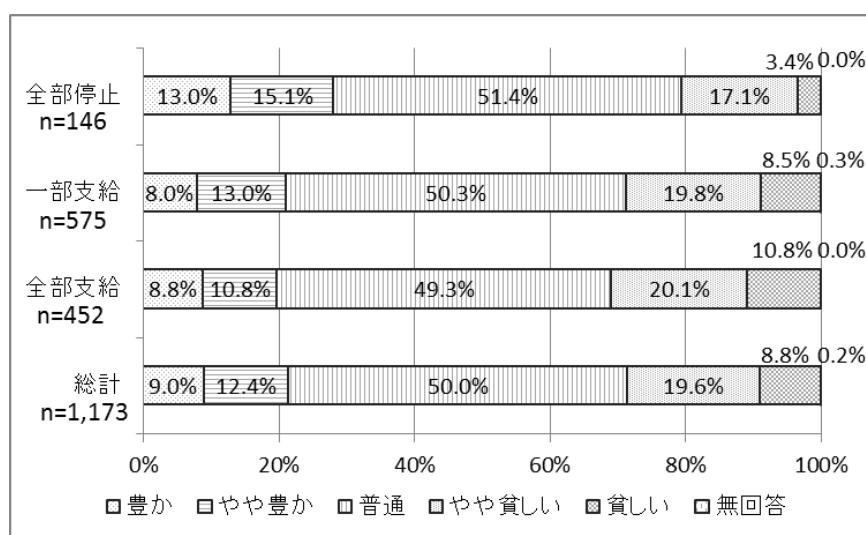
⑤親が育った環境と親の自尊感情

ア) 中学3年の時の暮らし向き

親自身の子ども時代(中学3年生の頃)の暮らし向きをたずねたところ、全体の50.0%が普通と回答しているが、「やや貧しい」が19.6%、「貧しい」は8.8%となっています。

支給区分ごとに見ると、全部支給の世帯が「やや貧しい」が20.1%、「貧しい」が10.8%となっており、生活が苦しかったと回答する割合が高くなっています。

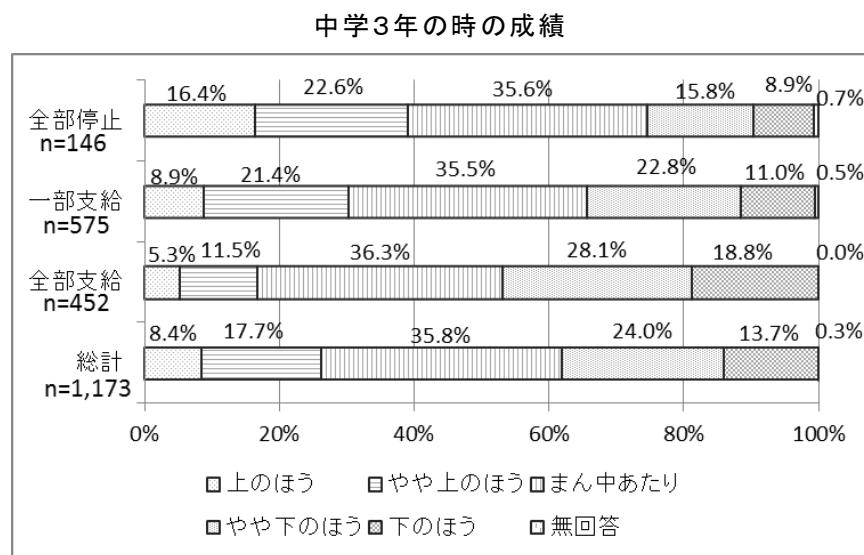
中学3年の時の暮らし向き



イ) 中学3年の時の成績

中学3年生のときの成績は、「まん中あたり」が35.8%で最も高く、次いで「やや下の方」が13.7%となっています。

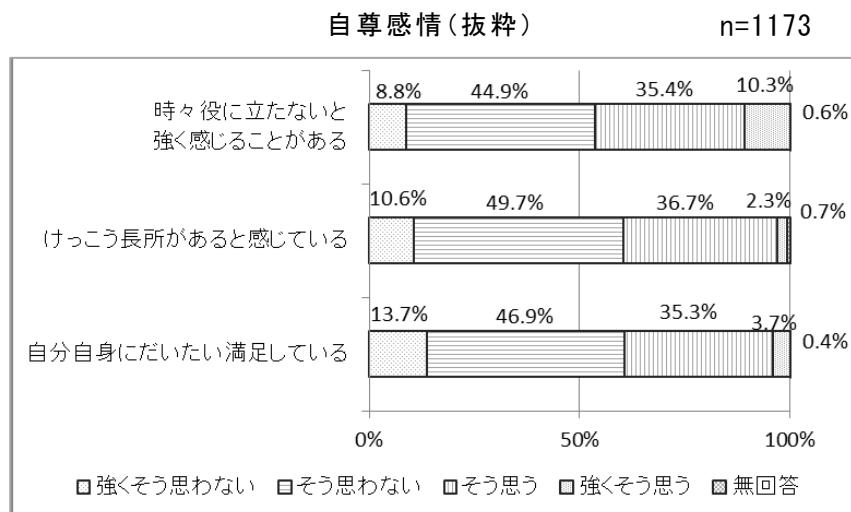
支給区分では、全部支給が「やや下の方」28.1%と「下の方」18.8%を合わせると46.9%となっており、一部支給や全部停止と比べて成績が下の割合が高くなっています。



ウ) 自尊感情

自尊感情に関する主な3項目について、「自分自身にだいたい満足している」については、「そう思わない」が46.9%、「強くそう思わない」が13.7%となっている。「私にはけっこう長所があると感じている」については、「そう思わない」が49.7%、「強くそう思わない」が10.6%となっている。

また、「時々役に立たないと強く感じることがある」については「強くそう思う」が10.3%、「そう思う」が35.4%となっています。



(5) 自由記述に関する内容分析

有効回答 1,173 件のうちアンケート最終項目の自由記述欄への回答件数は 444 件で回答率は 37.9% でした。

本研究調査では、テキストマイニング²という手法により、自由記述欄の記述で出現頻度の高い語が、どのような文脈で用いられたのかを確認しました。

① 「子ども」「仕事」「保育園」「小学校」「学童」「補助」

これらの単語は、既に仕事についている母親と仕事についていない母親では、使用される文脈が異なっています。

仕事についている母親は、「仕事」を休めない、「子ども」の預け先がない、「子ども」との時間を取ることが出来ない、ひとり親に対する職場の無理解、PTA・学校行事や地区の役割分担などの困難・負担の文脈の中で使用しています。例えば、

- ・「子ども」が病気でも「仕事」を休めず、預け先もないため自宅に一人で置いている。
- ・「仕事」が忙しくて「子ども」との時間を取ることが出来ない。
- ・「仕事」が休みでも預け先が無いため、美容院など自分の時間が取れない。

などの文脈で記載されています。

また、仕事についていない母親では、就きたくても「仕事」がない、子どもの預け先が見つからない、「仕事」に就くための相談場所やアドバイスをしてくれる人がいない、などの文脈で使用しています。

② 「子ども」「生活」「児童扶養手当」「収入」「生活保護」「受給」

「生活」については、そのほとんどが苦しい、厳しいなどの文脈で記載され、関連して「児童扶養手当」については、受給金額の増額や支給月の変更(毎月や 2か月毎など)、支給要件(所得制限や同居世帯も含んだ収入認定等)に関する言葉が多く記載されています。また、「生活保護」を受けずに我慢しているが苦しいなどの記載も多くなっています。

²通常の文章を単語や文節で区切り、それらの出現頻度や相関関係などを解析することで有用な情報を取り出すこと。

③「子ども」「お金」「高校」「大学」「進学」「支援」「必要」「入学」「費用」

「子ども」と「お金」のつながりは、中学や高校の教育費や部活費用など学校生活に関する費用負担、「高校」「大学」への「進学」に関しての不安や「入学」時の経費負担、学費・生活費の「支援」や学習「支援」等の必要に関する文脈で多く使用されています。

④「子ども」「親」「自分」「不安」「経済」「苦しい」

「親」である「自分」の「経済」力が無いことで、「子ども」の将来や可能性を狭めてしまう「不安」などが記載されています。また、別の文脈では「自分」の「親」との同居関係で児童扶養手当が制約されることの「苦しさ」も使用されています。

⑤「医療費」「無料」「窓口」

「医療費」に関しては、医療機関の「窓口」負担をなくして「無料」にして欲しいとの記載がもっとも多くなっています。また、受給資格要件の緩和や受給申請の様式を分かりやすくしてほしいとの記載も複数の文章の中に見られます。

⑥「市役所」「手続き」

「市役所」、「手続き」に関しては、おおむね次の3つの文脈に関して記載されています。①土日や時間外の対応を増やしてほしい。②手続きを簡素化してほしい。③担当課の対応を変えてほしい（エレベーター前など衆目の中での手続きはやめて欲しいなど）。

⑦「両親」「同居」「援助」「就学」

ほとんどが、児童扶養手当や就学援助が、両親との同居によって制約されることに対する意見です。

⑧「負担」「大変」「大きい」

ほとんどが、医療費や教育費、住居費などの経済的「負担」の「大変」さ「大きさ」を記述する中で使われています。また、生活を一人で支えるひとり親の心的・身体的「負担」感の記述でも使用されています。ぎりぎりの生活でがんばっているひとり親世帯の生活実態が文脈を通して確認できます。

また、その「大変」な状況を相談する先がない。どこに相談すれば良いのかなどの記載も複数見られました。

母親同士の交流の場やサークルなどで交流し情報共有したいので場を設定してほしいという前向きな記述も見られました。

(6) 調査結果から見える現状

① 母親に関する現状

就労率は 91.6% であり、そのうち土日の勤務がある割合は 76.8% と 4 分の 3 を超えています。

また、早朝に働いている割合は 27.9%，夜間に働いている割合は 57.6% となっており、土日勤務、早朝勤務、夜間勤務によりひとり親家庭の親が子どもと過ごす時間が制約されている状況が明らかとなっています。

② 子どもに関する現状

小学生の 32.4% が放課後ひとりで過ごしています。子ども部屋や子どもが使える学習用スペースがない割合は 14.3%，経済的な理由で塾や習い事をしていなかったと回答した割合は 66.0% で経済状況が子どもの学習環境へも影響している可能性がうかがわれます。

③ 必要な支援やサービス

お金や家計管理についての相談窓口、病気や不在時に子どもの面倒をみててくれる人、無料の学習支援、母親の仕事・職業に関わる資格取得支援、学校や家庭以外で子どもが学べる場所、子どもの送迎をしてくれるサービスなどへの希望がうかがわれます。

小学生の 3 人に 1 人が放課後ひとりで過ごしていること、土日勤務をしている母親が 8 割近くいることなどから、子どもの居場所のあり方について、さらに検討を深めていく必要があります。

3 本市の子どもの貧困対策に係る取組状況と国の政策動向

(1) 本市の取組状況

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画（平成 17 年度から 26 年度）

未婚化・晩婚化、核家族化の進行や育児不安の高まりなどに対応し、男女がともに夢を持ち、次代を担う子どもが健やかに成長できる環境づくりを総合的に推進するために策定した「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」では、「ひとり親家庭の自立支援の推進」を実施施策に掲げ、相談事業や就業支援の充実などに努めました。

評価指標	H 21 現状値	H 26 目標値
		H 26 実績値
母子家庭の就業支援事業参加人数（人）	↑	54 人
		12 人
母子家庭の就業支援事業により就業した割合（%）	↑	75.8%
		91.6%

盛岡市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度から 31 年度）

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援新制度のスタートを受けて、子ども・子育て支援を総合的・計画的に推進するために策定した盛岡市子ども・子育て支援事業計画では、「ひとり親家庭等への支援の充実」を実施施策に掲げ、盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画で取り組んだひとり親家庭の自立支援に加え、主な取組に「子どもの貧困の防止」を掲げています。

具体的な取組として、生活に困窮している子どもに対し、生活困窮者自立支援事業に基づく、就学支援相談員による進学・就学支援や、生活保護受給世帯及び生活困窮者世帯の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力の向上を図るため、市内 3箇所において学習の場を提供する「学習支援事業」を実施しています。平成 28 年度は 56 名が参加しています。

成果指標		H25 現状値	H31 目標値
就業支援事業により就業した母子家庭の割合 (%)	↑	79.5%	86.0%

※この成果指標は、盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画における評価指標「母子家庭の就業支援事業により就業した割合」と同じのもです。

【参考】学習支援事業「学びの広場 “TOMO”」参加者アンケート

- ・実施時期 平成 29 年 3 月
- ・対 象 原則として、平成 28 年度内に 3 回以上参加した生徒 41 名
- ・回答者 23 名（回答率 56.1%）

問 1. TOMO に参加して、将来の夢や目標が見つかった。

	人数 (人)	割合 (%)
はい	12	52.2
いいえ	11	47.8
合計	23	100.0

問 2. 参加前より、学校の成績が上がった。

	人数 (人)	割合 (%)
はい	13	56.5
いいえ	8	34.8
どちらでもない	1	4.3
無回答	1	4.3
合計	23	99.9

問 3. 参加前より、勉強がわかるようになった。

	人数 (人)	割合 (%)
とてもそう思う	10	43.5
少しそう思う	12	52.2
あまりそう思わない	1	4.3
全くそう思わない	0	0.0
合計	23	100.0

問 4. 参加前より、学校が楽しくなった。

	人数 (人)	割合 (%)
とてもそう思う	8	34.8
少しそう思う	5	21.7
あまりそう思わない	9	39.1
全くそう思わない	1	4.3
合計	23	99.9

※割合は小数点第 2 位を四捨五入して算出しているため、合計が 100 パーセントとならない場合があります。

盛岡市子ども・若者育成支援計画（平成27年度から36年度）

ニート³やひきこもり⁴、いじめ、不登校、虐待など、社会生活を営む上で困難を抱えた子ども・若者が増えていることに対応し、子ども・若者の育成支援を総合的に推進するために策定した「盛岡市子ども・若者育成支援計画」では、「子どもの貧困問題への対応」を取組項目の一つに掲げ、就学援助の促進や、世代を超えた貧困の連鎖の防止に取り組むこととしています。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、自立相談支援事業として「盛岡市くらしの相談支援室」を設置し、収入や仕事のことなど、生活上の問題・悩みの相談に応じ、必要により自立に向けたプランを作成するなど、継続的な支援を行っています。

相談件数は、平成27、28年度の総数で1,481件に及んでいます。

成果指標		H25 現状値	H36 目標値
子ども・若者に関する相談回数（少年相談、（仮称）子ども・若者相談）	↑	27回	100回

(2) 国の政策動向

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを目的として、平成25年12月に成立し、平成27年4月に施行されました。

○必須事業

- 就労その他の自立に関する相談支援や、事業利用のためのプランの作成等を実施する自立相談支援事業を実施する。

³ Not in Education, Employment or Training の略。英国で生まれた言葉で「教育を受けておらず、働いていない」、そして、職業訓練も受けていない人という意味だが、厚生労働省の定義では、「総務省が行っている労働力調査における、15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者」としている。

⁴ 様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での外遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す。

- ・離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給する。

○任意事業

- ・就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
- ・住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
- ・家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
- ・生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）

子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成25年6月に成立し、平成26年1月に施行されました。

この法律には、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等について、関係機関の連携のもと推し進めていくことが基本理念として定められています。

子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月策定）

国では、子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」を定めました。

この大綱には、子供の貧困対策に関する基本的な方針が定められています。

【子供の貧困対策に関する基本的な方針】

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。

- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォーム⁵と位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子どもの未来応援国民運動

「子供の貧困対策に関する大綱」において、子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開していく必要があると定めています。国の呼びかけにより平成27年4月に子供の未来国民運動発起人集会が開催され、同年10月から「子供の未来応援国民運動」を展開しています。

この運動では、次の取組が行われています。

- ・各種支援情報を集約し、地域別や支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備。
- ・支援ニーズと支援活動のマッチング事業や地域における交流・連携事業による応援ネットワークの形成。
- ・企業や個人等からの寄付金等を「子供の未来応援基金」として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」、子供たちの居場所となる拠点を整備し、「生きる力」を育むプログラムを地域の支援スタッフが提供する「子供の生きる力を育むモデル拠点事業」の展開。

⁵ 「ネットワーク」はお互いが網状の組織のようにつながったものであるのに対し、「プラットフォーム」はそのつながりを支える「基盤」「土台」「システム」を指すことが多い。

4 子どもの貧困に係る課題

(1) 包括的な支援

平成 25 年の「生活困窮者自立支援法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」制定以前の子どもの貧困対策は、ひとり親家庭の経済的な自立を中心に取り組まれてきましたが、これらの法制定以後は、「貧困の世代間連鎖」を防止する視点から、積極的な人材育成や社会的孤立の防止など教育面や生活面に対する支援についても、子どもの貧困対策として捉えていく必要が生じてきました。

本市においては、就学支援及び自立相談支援の事業を先進的に取り組んできたところですが、今後こうした取組をさらに充実させていくとともに、関係機関・団体及び事業間の連携を強化しながら、子どもの成長段階や個々の家庭の課題・望む人生設計などに即して、困窮世帯を包括的に支えていく必要があります。

(2) 経済的自立に向けた支援の充実

「ひとり親世帯の子どもの生活実態に関する調査研究」（以下、「ひとり親世帯調査」という。）では、ひとり親の 52.9% が、増収や職業の安定につながる資格取得に関する支援を求めていることが明らかになりました。

市では、これまでも、母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するため養成機関において修業している場合、一定期間につき経済的支援を行う「母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業」や、母子家庭等が、求職活動などのために、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣などをを行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を取り組んできましたが、これらの支援情報が十分に対象者に届いていない面も見受けられますことから、情報発信や相談体制も含め、支援の充実に努めていく必要があります。

(3) 教育機会の確保

「ひとり親世帯調査」では、親の現在の学歴は、親自身の子ども時代（中学 3 年生の頃）の暮らし向きの影響を受け、また、子ども期に形成される学歴達成は、成人してからの就労率や正規就労率に影響を与えていることが明らかになりました。

一方、国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、「学校教育による学力保障」に加え、支援を必要とする者と制度をつなぐスクールソーシャル

ワーカー⁶の配置等の教育相談体制の充実や、学習支援の実施などに取り組むこととしています。

これらを踏まえ、子どもの貧困対策を推進するに当たっては、貧困の世代間連鎖の防止を念頭に、困窮世帯の救済策としてのみならず、人材育成や社会的投資の観点からも対策を講じることとし、学習支援の充実などに取り組む必要があります。

(4) 社会的孤立の防止

「ひとり親世帯調査」における自由記述では、「大変な状況を相談する先がない」という声が複数寄せられました。また、小学生の32.4%が放課後ひとりで過ごしているという結果も得られています。

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、貧困の状態にある子どもが、社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業の充実を図ることなどにより、子ども・保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会などにも配慮して取り組むこととされています。

本市においては、「子ども食堂⁷」や「フードバンク⁸」など、民間団体において、社会的孤立の防止に配慮した取組が広がりつつあることから、こうした団体と連携を図りながら、社会全体で困窮世帯を支える取組を推進していく必要があります。

(5) 支援情報の確実な提供

困窮世帯として行政・民間から何らかの支援を受けることが、対象世帯に劣等感や恥ずかしいという気持ちをもたらす場合があります。

「ひとり親世帯調査」では、生活保護を受けたことがない理由として、「受けたくない気持ちがある」と答えた世帯が26.0%，また、「親族に知られたくない」と答えた世帯が4.2%いました。

しかし、一方で「制度や手続をよく知らない」と答えた世帯も19.1%に及びました。

⁶教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材。

⁷地域住民等による民間発の取組として、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場で、家庭における共食が難しい子ども達に対し、共食の機会を提供している。

⁸賞味期限内でまだ十分食べられるにもかかわらず、箱が壊れたり印字ミスなどで販売できない食品などを企業や家庭から寄付してもらい、必要としている人や団体に無償で提供する活動。

困窮世帯への支援は、「可能な限り支援を受けたくない」、「他人に知られたくない」といった対象世帯の気持ちに寄り添い、プライバシーや自尊心への配慮に努めながら、その一方で、必要としている世帯に支援が確実に届くようしっかりと情報を提供していく必要があります。

第3章 基本目標

基本目標

すべての子どもが将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現

子どもの健やかな成長を社会全体で見守り、一人ひとりの子どもが、多くの大人との交流を通じて、豊かな経験を積み、自立心を養い、自分の将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現をめざします。

基本的な視点

視点1 子どもと親に寄り添った支援

「子どもの貧困対策」は、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを主眼とするのですが、そのためには、教育機会の確保や、多様な大人との出会いの場の創出など、子どもに対する支援と併せ、疲労困憊し、自尊感情が低下した状態にある親に対しても支援を行っていく必要があります。

困窮に陥った原因や、自立を阻害する要因はさまざまであり、それぞれの世帯が抱える事情や望む人生設計に寄り添って支援を行います。

視点2 確実に届く支援

困窮状態に陥っている世帯は、社会的に孤立していたり、表面的には支援を望まない態度を取ったりすることが少なくないため、困窮状態にあることや貧困にまつわる諸課題が、行政や支援者に発見されないまま問題を深刻化させてしまう傾向にあります。

支援を必要としている方に確実に支援が届くよう関係機関との連携の下、早期の把握に努めるとともに、当事者の心理的抵抗感を取り除くため、既存の事業・取組における情報提供や手続きの方法などについて、可能な限り見直します。

視点 3 関係機関・民間団体・地域との連携

困窮の長期化・常態化は、日常生活、教育、医療など、あらゆる場面にその影響が現れますことから、こうした関係機関や地域と連携しながら、早期に課題を把握し、切れ目なく支援をしていく必要があります。

また、子ども食堂や学習支援など、地域・民間レベルでの取組が活発化しておりますことから、こうした動きも捉えながら、社会全体で子どもの貧困対策に取り組んでいく機運の醸成に努めます。

第4章 アクション

4つのアクション

アクション1 貧困を解消する

貧困の状態が長く続くことで、生活に最低限必要な衣食住が不足してしまうことのみならず、教育機会や、文化的・社会的な経験が十分に得られなくなり、子どもの将来の可能性を狭めてしまうことが懸念されます。また、親の精神的余裕が失われることで、健全な親子関係の構築にも影響を及ぼすおそれがあります。

アクション1「貧困を解消する」では、子どもの医療費の給付や就学援助制度によって、子育てに掛かる経済的負担を軽減するとともに、親の増収に繋がる資格の取得に対する経費の補助や、親が求職活動を行う際の育児の支援などの取組を推進します。

アクション2 貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする

貧困の長期化は、子どもの、教育機会や文化的・社会的な体験の十分な確保を阻害し、持てる力を伸ばせず、自立した社会生活を営むために必要な能力や価値観、社会関係を得られないまま大人になることで、いわゆる「貧困の世代間連鎖」を生じさせてしまうおそれがあります。

アクション2「貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする」では、学習支援や修学資金の貸付などの取組を、貧困の世代間連鎖を防止する観点から重点的に推進します。

アクション3 貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する

貧困をめぐっては、その原因に離婚やドメスティック・バイオレンス、借金などがある場合があり、また、貧困に由来して、児童虐待や少年の非行を招いてしまう場合があることから、貧困の解消・克服には、諸課題を併せて解決していく必要があります。

アクション3「貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する」では、教育、家庭、借金など各課題への相談対応のほか、児童虐待防止などの取組を推進します。

アクション4 早期に把握し、適切に支援につなぐ

困窮状態に陥っている世帯は、社会的に孤立していたり、表面的には支援を望まない態度を取ったりすることが少なくないため、貧困状態にあることや貧困にまつわる諸課題が、行政や支援者に発見されないまま問題を深刻化させてしまう傾向にあります。

アクション4「早期に把握し、適切に支援につなぐ」は、アクション1～3すべての事業に効果が及ぶものであることを踏まえ、地域・関係機関との連携や、子育て中の世帯への訪問支援の取組を重点的に推進します。

アクション1 貧困を解消する

取組の方向性

- 子育ての経済的負担を軽減するため、医療・生活・教育・保育の各分野で給付や減免などを行います。
- ひとり親等が就職に有利な資格を取得するための修業等に当たっての経済的負担を軽減します。
- 一人ひとりの事情や経験に応じて、きめ細やかに就業相談に応じるとともに、親が求職活動を行う際の育児の支援などを行います。

▶ 主な取組

(1) 医療費給付事業

保護者の経済的負担を軽減するとともに、子ども・保護者の健康保持を図るために、ひとり親家庭等の親子や小学生、乳幼児等の医療費の一部を給付します。

(2) 就学援助事業〔充実〕

経済的理由で就学が困難と認められる小・中学生に、給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助します。

また、平成29年度からは、就学援助費の支給を受けている小学校6年生の児童がいる家庭を対象に、30年度の中学校新入学に要する学用品費を、前倒して支給することについて検討をするほか、必要とする家庭に確実に支援が届くよう、情報提供の充実に努めます。

(3) ひとり親家庭等日常生活支援事業〔充実〕

母子家庭等が、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣などを行います。

平成29年度から、岩手県より本事業の移管を受けたことから、市が実施するファミリー・サポート・センター事業との連携を図りながら、事業の周知を強化し、必要な方に支援が届くよう努めます。

事業名の末尾の〔 〕の表記は、次のとおりです。

〔拡充〕 事業の対象や規模の拡大、追加を行うもの

〔充実〕 既存事業の手法の見直しによりサービスを向上させるもの

アクション2 貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする

取組の方向性

- 貧困の状態にあっても、十分な学習機会や豊かな経験が得られるよう学習支援や修学資金の貸付などに取り組みます。
- 子どもが、職業や将来の自立に向けた具体的なイメージを持つことができるよう多様な大人との出会いの機会の創出を支援します。

▶ 主な取組

(1) 学習支援事業

生活保護受給世帯及び生活困窮者世帯の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力の向上を図るため、市内3箇所において、学習の場を提供します。

(2) 就学相談支援事業

生活保護受給世帯及び生活困窮者世帯の中学生・高校生とその保護者を対象に、生徒の将来の自立と貧困の連鎖の防止を図るため、相談員による進学や就学継続の支援を行います。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業〔充実〕

母子家庭、寡婦、父子家庭を対象に、修学資金、技能習得資金、生活資金等の貸付を行います。

また、児童扶養手当現況届の受付会場に相談窓口を設置するなど、必要とする世帯に確実に支援が届くよう、情報発信の充実に努めます。

(4) 子ども食堂の支援〔拡充〕

NPO法人や民生委員などによって実施されている「子ども食堂」は、地域の子どもに無料や低価格で温かい食事を提供するとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所や多様な大人との出会いの機会としての機能も担っています。

「子ども食堂」について、情報発信・情報提供などの支援を行うとともに、取組が各地域に広がっていくよう、ネットワーク化やスタッフの資質向上に向けた支援を検討します。

アクション 3 貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する

取組の方向性

- 虐待・非行・ドメスティックバイオレンス・借金など貧困にまつわる相談に、きめ細やかに対応します。
- 特に虐待対応・防止対策については、直接、世帯に出向き相談等に応じる訪問支援を強化します。

主な取組

(1) 児童養育支援活動事業〔拡充〕

児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応を図るため、国・県の関係機関や、警察、学校、医療、福祉等の関係団体で構成する盛岡市要保護児童対策地域協議会を設置し、個別の要保護児童の具体的な支援内容等を検討する「ケース検討会議」や、要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討を行う「代表者会議」などを開催します。

また、平成29年度からは、本協議会の運営担当部署に専門職を配置して、運営体制を強化します。

(2) 自立相談支援

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、「盛岡市くらしの相談支援室」を設置し、長期失業等、様々な生活の課題を抱える相談者に対して、自立に向けた包括的、継続的な支援を行います。

(3) ひとり親相談〔拡充〕

関係機関と協力し、児童扶養手当現況届の受付会場に出張ハローワーク相談窓口を設置します。

また、平成29年度からは、社会福祉協議会及びくらしの相談支援室等と連携して、学費や親の資格取得等に関する相談窓口を開設し、相談体制を充実します。

アクション4 早期に把握し、適切に支援につなぐ

取組の方向性

- 子育て世代包括支援センター、保育所、学校など、子ども及びその世帯に身近であり、直接、接する機会のある関係機関と連携し、貧困にまつわる諸課題の早期把握に努めます。
- 子ども食堂や、子育てサロンなど地域レベルの子育て支援の取組が活発になるよう必要な支援を行い、地域に支援者や理解者が増える取組を推進します。

▶ 主な取組

(1) 子ども支援プロジェクト〔充実〕

NPO 法人フードバンク岩手が行う食糧支援の活動（フードバンク）に、盛岡市社会福祉協議会及び盛岡市民生児童委員連絡協議会と共に協力し、悩みごとを抱えながらも支援制度や支援者に繋がっていない世帯を早期に把握し、相談機関に紹介するなど、必要な対応を図ります。

また、平成 29 年度は、市内の小中学校の協力を得て、対象世帯の早期把握の体制の充実を図るため、一部の小中学校においてモデル事業に取り組みます。

(2) 子ども・子育て支援事業補助金

市民・企業等が行う子ども・子育て支援の取組に対して補助を行う「盛岡市子ども未来基金」において、子どもの居場所づくりに関する取組に対しては、補助率及び補助上限額を高く設定するなど、市民・企業等が地域において、子どもの貧困対策に主体的に取り組むことを促進します。

(3) 関係機関の資質向上〔拡充〕

要保護児童対策地域協議会において、児童福祉関係機関の職員を対象とした児童虐待防止等に関する研修会を開催します。

また、子どもと保護者に日常的に接する機会の多い機関・施設の職員が、家庭が抱えている困難や背景に気づき、個々の事情に配慮しながら見守り、必要に応じて、適切な支援につなげることができるよう、研修機会の提供に努めます。

(4) 子ども食堂の支援【拡充】（再掲）

NPO 法人や民生委員などによって実施されている「子ども食堂」は、地域の子どもに無料や低価格で温かい食事を提供するとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所や多様な大人との出会いの機会としての機能も担っています。

「子ども食堂」について、情報発信・情報提供などの支援を行うとともに、取組が各地域に広がっていくよう、ネットワーク化やスタッフの資質向上に向けた支援を検討します。

関連事業一覧

アクション1 貧困を解消する

	事業名	事業概要
医療		
1	ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭等の親子等に対して医療費の一部を給付する。
2	小学生医療費給付事業	小学生に対して医療費の一部を給付する。
3	乳幼児医療費給付事業	乳幼児に対して医療費の一部を給付する。
4	予防接種事業	予防接種法による定期接種を実施する。 対象は0歳～20歳未満。
5	幼児・児童インフルエンザ予防接種補助	インフルエンザ予防接種の接種費用の一部を助成する。対象は0歳～小学6年生。
6	国民健康保険一部負担金助成事業	生計維持が困難になった世帯へ、医療機関へ支払った医療費を助成する。
生活		
7	特別児童扶養手当給付事業	精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している家庭に対して、特別児童扶養手当を支給する。
8	障がい児通所給付費等給付事業	障がい児が身近な地域で質の高い支援を受けられるよう、障がい児の利用する事業所に対して、障がい児通所給付費を支給する。
9	生活保護事業	生活保護法に基づき、生活に困窮している要保護者に対し、国が定める最低基準生活費を支給する。
10	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。
11	遺族基礎年金（国事業）	国民年金の保険料納付要件を満たしたもののが亡くなった時、生計を維持されていた「子のある妻」などに遺族基礎年金が支給される。
12	フードバンクポスト設置	NPO法人フードバンク岩手が実施しているフードドライブの活動に協力し、庁舎内にフードバンクポストを設置。市民から食料品の寄附を募る。
13	乳幼児栄養食品支給事業	生活困窮世帯に属する乳幼児に対し、生後4か月から満1歳に達する月まで、1月あたり粉乳1缶を支給する。
14	勤労者融資事業	勤労者の生活安定と福祉向上を目的とし、東北労働金庫に預託して、生活資金等の融資を行う。

教育・保育		
15	保育所保育料の軽減	保育所保育料について、子育てを支援する観点から、国の徴収金基準額に対して軽減を行う。
16	保育料の減免	所得減少等により保育料が納付困難となった場合や、児童の疾病等の事情により欠席した場合等に保育料を減免する。
17	保育料算定に係る寡婦(夫)控除のみなし適用の導入	税法上の寡婦(夫)控除が適用されない婚姻歴の無い(未婚)ひとり親に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用を行い、保育料の負担を軽減する。
18	幼稚園就園奨励事業	私立幼稚園に入園する園児の保護者を対象として入園料・保育料の一部を補助する。
19	就学援助事業	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助を行う。
20	被災児童生徒就学援助	東日本大震災により経済的に困窮し就学が困難な児童生徒の保護者への支援を行う。
21	高等学校等就学支援金支給事業（国事業）	授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を支援する。
22	高等学校授業料減免	経済的事情により学業の継続が困難な者等の授業料を減免する。
23	高校生等奨学給付金事業（国事業）	市町村民税所得割額が非課税である世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援する。
就労		
24	保育士確保対策事業	採用3年以内の保育士を対象に、保育士資格取得のため奨学金を受給し返還費用の一部を補助する。
25	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業	母子・父子家庭の父母の能力開発の取組を支援するもので、対象教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の60%を支給する。
26	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業	母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するため養成機関において修業している場合、一定期間につき経済的支援を行う。
27	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等を対象に、職業適性、就業経験等に応じて適切な助言を行う就業相談、就業支援講習などの就業支援サービス等を実施する。
28	シングルマザーのための就職応援講座	母子家庭の母が就職活動に臨めるよう、仕事に役立つビジネスマナーなどを学び、また受講生同士の交流を図る就職応援講座を開催する。
29	ジョブカフェいわての運営	県が設置するジョブカフェいわてに、市事業でカウンセラーを追加配置し、35歳未満の若年者の就職を支援する。
30	盛岡地域若者サポートステーション運営	国が設置する「盛岡地域若者サポートステーション」と連携して、働いてもおらず、教育も訓練も受けていない若年無業者の支援を行う。

31	就職面談会	盛岡公共職業安定所等との共催により、新規学卒予定者・既卒者と企業の情報交換の機会となる就職面談会を開催する。
32	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立目標や支援内容等について自立支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、自立・就労支援を実施する。
33	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭等が、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合等に、家庭生活支援員の派遣などを行う。

アクション2 貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする

	事業名	事業概要
1	学習支援	生活保護受給世帯及び生活困窮者世帯の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力の向上を図るため、学習の場を提供する。
2	就学相談支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮者世帯の中学生・高校生とその保護者を対象に、相談員による進学や就学継続の支援を行う。
3	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、寡婦、父子家庭を対象に、修学資金、技能習得資金、生活資金等の貸付を行う。
4	岩手育英会助成事業	県内に本籍を置く大学・短大生へ奨学金を貸与・給付する事業を行う（公財）岩手育英会に対し、事業費の一部を補助する。
5	給付型奨学金の給付（国事業）	経済的に困難な状況にある低所得の生徒に対して、大学への進学を後押しすることを目的とし、給付型奨学金を給付する。
	高等学校等就学支援金支給事業（国事業）（再掲）	授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を支援する。
	高等学校授業料減免（再掲）	経済的事情により学業の継続が困難な者等の授業料を減免する。
	高校生等奨学給付金事業（国事業）（再掲）	市町村民税所得割額が非課税である世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援する。
6	子ども食堂の支援	民間団体等が開催する「子ども食堂」について、情報発信・情報提供などの支援を行うとともに、取組が広がっていくよう、ネットワーク化やスタッフの資質向上に向けた支援を検討する。

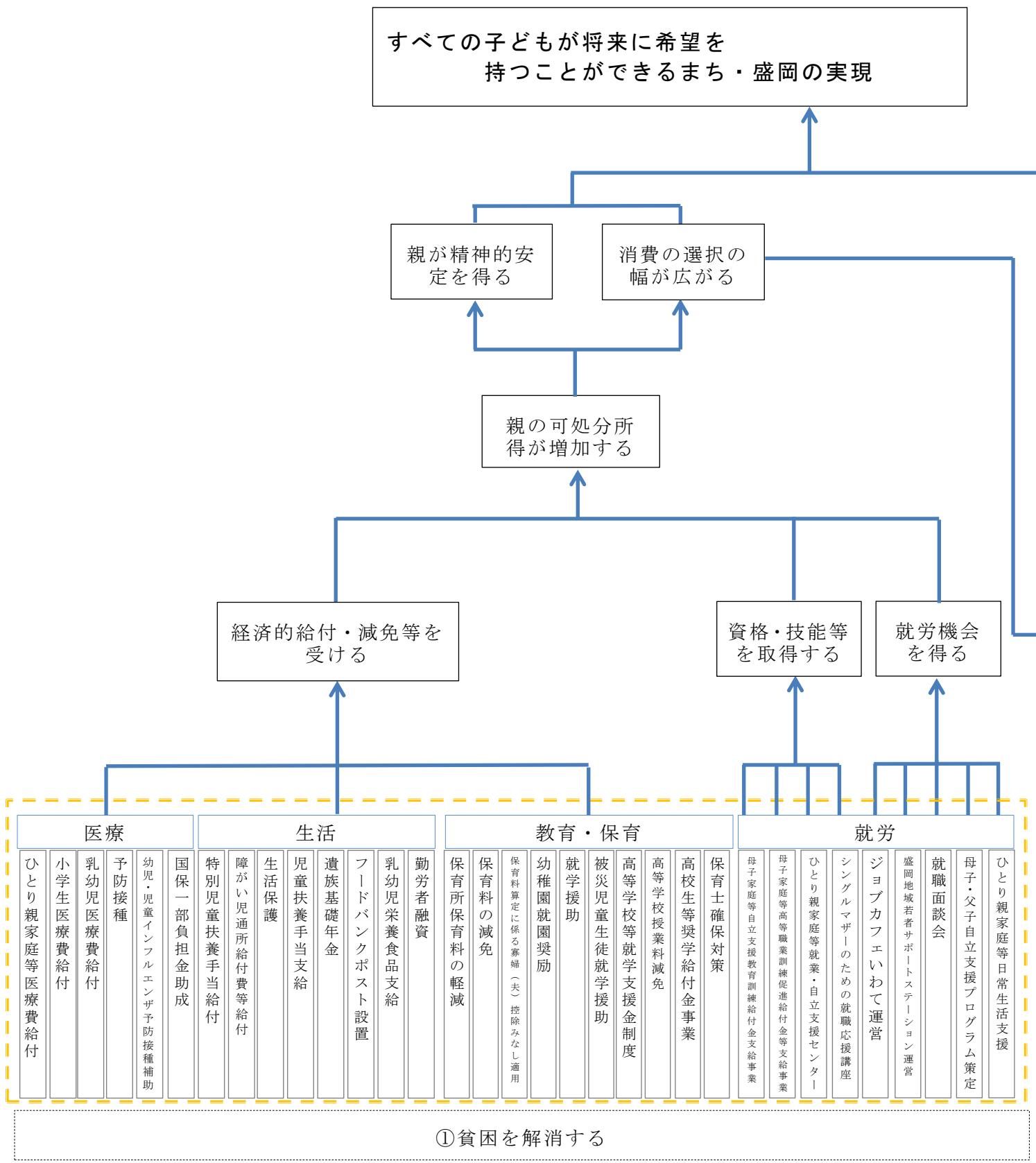
アクション3 貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する

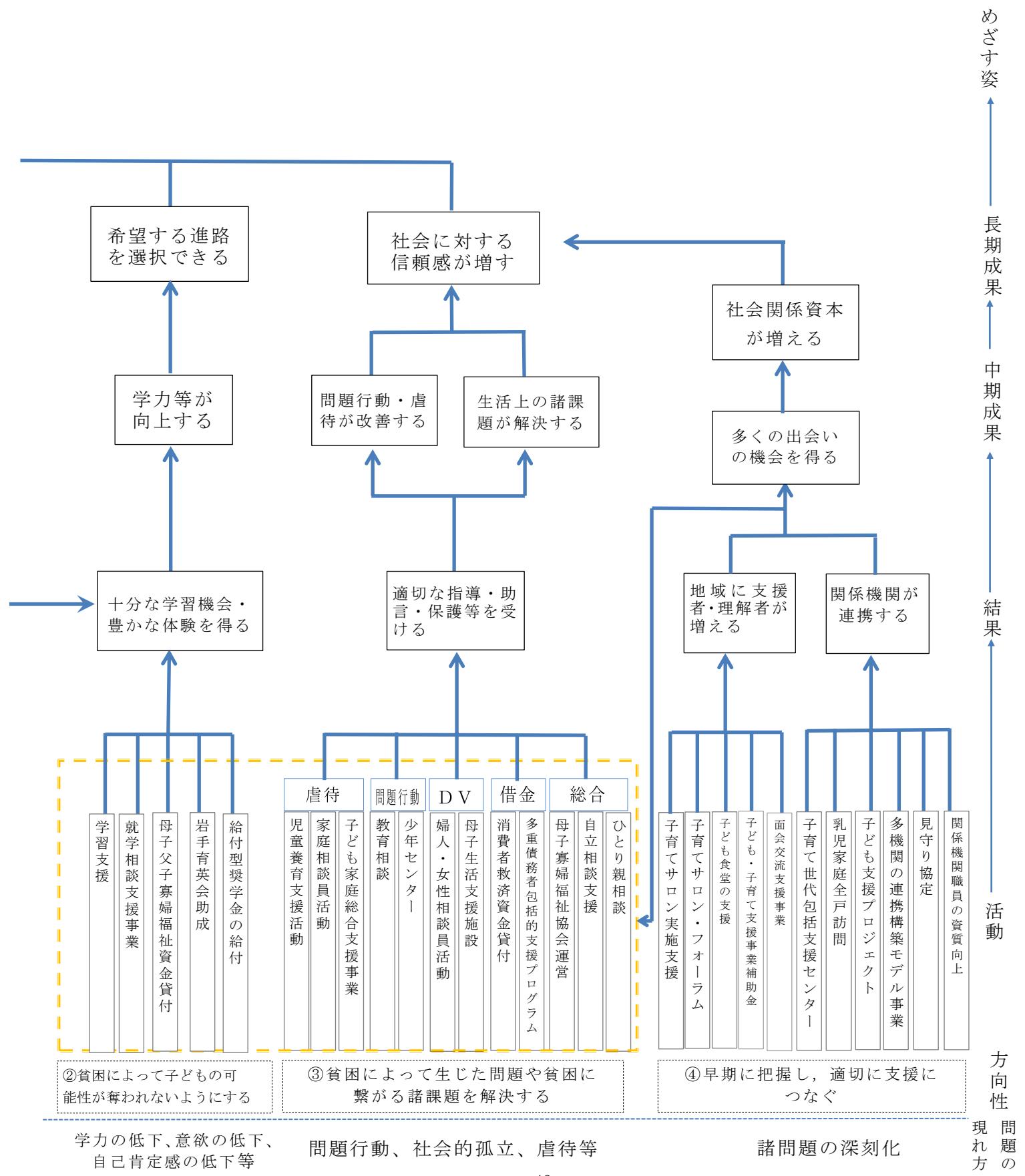
事業名		事業概要
1	児童養育支援活動事業	盛岡市要保護児童対策地域協議会を運営し、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦対策を推進する。
2	家庭相談員活動事業	児童虐待、養護、育成などの児童家庭問題に対し、家庭相談員を配置し、関係機関との連携をとりながら保護者等に対し指導・援助を行う。
3	子ども家庭総合支援事業	児童及び妊産婦を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査及び指導を行うための拠点整備を検討する。
4	教育相談	保護者・児童生徒の直面する様々な教育問題に関する教育相談を行う。
5	少年センター事業	少年補導委員を委嘱し街頭巡回活動や相談業務、環境点検活動等広報啓発活動等を行う。
6	婦人・女性相談員活動	専門の相談員を配置し、要保護女子及びこれらに関する問題等について、電話又は来所による相談を受け、指導や援助を行う。
7	母子生活支援施設	母子生活支援施設「かつら荘」を管理運営する。
8	消費者救済資金貸付	相談者の生活再建を図ることを目的として、多重債務整理や消費者訴訟に要する資金、生活再建に要する資金の貸付けを行う。
9	多重債務者包括的支援プログラム	滞納や生活困窮などの相談を行う際、消費生活センターへの相談を呼びかけるなど、生計の改善や社会との繋がりの回復を目指す。
10	母子寡婦福祉協会運営	母子家庭の母及び寡婦が、経済的、精神的自立と社会地位の向上をめざし活動している盛岡市母子寡婦福祉協会に対し運営費を補助する。
11	自立相談支援	「盛岡市くらしの相談支援室」を設置し、長期失業等、様々な生活の課題を抱える相談者に対して、自立に向けた包括的、継続的な支援を行う。
12	ひとり親相談	関係機関と協力し、児童扶養手当現況届の受付会場に出張ハローワーク相談窓口を設置する。

アクション4 早期に把握し、適切に支援につなぐ

事業名		事業概要
1	子育てサロン実施支援	子育てサロンの意識調査を希望する地区民生委員協議会のエリアにおいて、1歳未満児及び転入した2歳未満児のいる家庭を対象とした調査等を実施する。
2	子育てサロン・フォーラム	子育てサロン等の取組について広く周知するため、子育てサロン・フォーラムを開催する。
3	多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業	社会福祉法人や福祉関係団体に相談支援包括化推進員を委嘱し、各分野の専門家がチームとして支援できる体制を構築する。
4	子育て世代包括支援センター	保健師・助産師・社会福祉士等が、妊娠期から子育て期にわたる保健や育児に関する様々な悩み等に対する相談支援を行う。
5	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の乳児のいる家庭に専門職の訪問員が訪問し、乳児及び養育者の心身の状況や養育環境を把握し、適切な助言指導を行う。
6	子ども支援プロジェクト	フードバンク岩手、社会福祉協議会、民生児童委員連絡協議会との協働により、食糧支援を通じて、悩みごとを抱えながらまだ制度に繋がっていない世帯を、相談機関へ繋ぐ。
7	見守り協定	業務の中で異変を把握した場合に市に連絡することを内容とする協定を電気、ガス、新聞販売店等の事業者と市が締結する。
8	子ども・子育て支援事業補助金	市民・企業等による子ども・子育て支援の活動を促進するため、公募により補助事業を採択し補助金を交付する。
9	子ども食堂の支援（再掲）	民間団体等が開催する「子ども食堂」について、情報発信・情報提供などの支援を行うとともに、取組が広がっていくよう、ネットワーク化やスタッフの資質向上に向けた支援を検討する。
10	関係機関職員の資質向上	子どもや保護者に接する機関・施設の職員等を対象に、困難を抱える家庭の早期把握や支援機関への繋ぎに関する研修等の実施を検討する。
11	面会交流支援事業	離婚後又は別居中に子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等を行う面会交流について、活動費の助成や、情報提供・情報発信などの支援を行う。
12	子ども家庭総合支援事業(再掲)	児童及び妊産婦を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査及び指導を行うための拠点整備を検討する。

ロジックモデル





第5章 推進体制

このアクションプランは、盛岡市子ども・子育て支援事業計画の具体的方策のひとつとして取り組むものでありますことから、進捗状況について、毎年度定期的に、盛岡市子ども・子育て会議へ報告するとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、同会議からの意見も聴取しながら、必要に応じて見直しを行います。

【参考：盛岡市子ども・子育て支援事業計画（抜粋）】

第5章 計画の評価と推進

1 計画の評価

計画の実施状況は、毎年度、定期的に盛岡市子ども・子育て会議に報告して把握・点検し、評価された結果をその後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

なお、この計画の内容や進捗状況、計画の把握・点検の結果については、市ホームページなどで広く市民に周知しながら、分かりやすい情報提供に努めます。

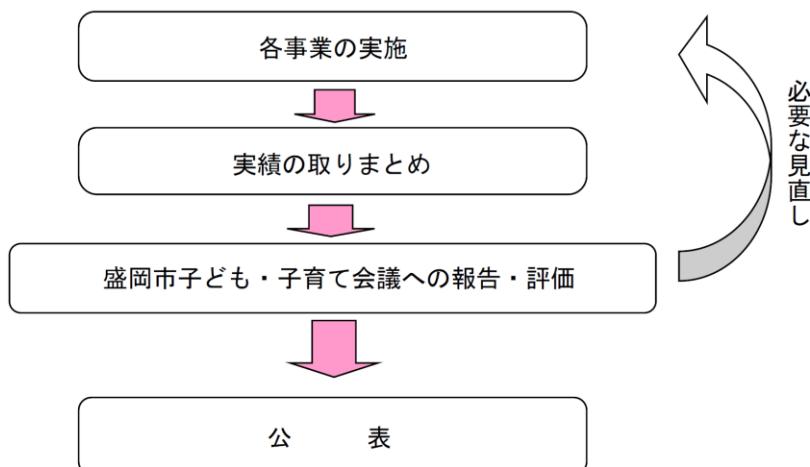
2 計画の推進

子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策は、児童福祉や母子保健の分野だけでなく、教育や商工労働、男女共同参画、住宅、道路、公園等のまちづくりなど多様な分野にわたる課題であり、各部署における取組とともに、互いに連携した総合的な取組が必要です。

また、市内の子ども・子育て支援に関わる事業者やボランティア、福祉推進会、民生委員、児童相談所、保健所、教育機関、企業、警察等関係機関との連携をより一層図りながら計画を推進します。

さらに、計画期間中も今後の社会情勢の変化を的確に捉え、新たな課題を把握しながら、柔軟で実効性のある計画の推進に努めます。

〔 計画の評価と推進 〕



(参考) 関連指標

項目		市 (28年度)	岩手県 (25年度)	国 (25年度)
生活保護世帯	子どもの高等学校等進学率 (厚生労働省)	92.59%	96.0%	90.8%
	子どもの高等学校等中退率 (厚生労働省)	2.70%	4.0%	5.3%
	子どもの大学等進学率 (厚生労働省)	11.63%	29.6%	32.9%
	子どもの就職率 (中学校卒業後) (厚生労働省)	0.0%	0.0%	0.0%
	子どもの就職率(高等学校卒業後) (厚生労働省)	46.51%	56.5%	46.1%
就学援助制度 に関する周知 状況	スクールカウンセラーの配置率 (小学校) 盛岡市 10名/43校 (学校教育課)	23.26% (17.8%)	2.7% (17.8%)	37.6%
	スクールカウンセラーの配置率 (中学校) 盛岡市 23名/23校 (学校教育課)	100%	67.7% (87.0%)	82.4%
	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合 (学務教職員課)	100%	66.7%	61.9%
	入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合 (学務教職員課)	100%	60.6%	61.0%

※1 () は巡回型スクールカウンセラーの割合

※2 国及び県の指標は、数値が公表されている平成25年度の数値を用いた